

**ケベック州木材輸出事務所 (Q-WEB)  
 監査トレーサビリティ・システム  
 違法伐採対策推進国際セミナー2007 in 東京  
 日本の調達施策に対する世界の回答**

Carl-Éric Guertin

ケベック州木材輸出事務所 (Q-WEB)、ケベック市、ケベック州、カナダ

ケベック州木材輸出事務所 (Q-WEB) は、誠実に、かつプロフェッショナルとしての当該基準に合致する形で事業を行う 200 名以上の製造業者および生産者を代表することに責任を有している。したがって Q-WEB は、「木材の原産地および合法性に関する施策 (Policy on Wood Origin and Legality)」を含む「行動規範」を制定した。メンバー資格の必須条件として、各メンバーは、そのすべてのサプライヤーに、その木材供給の合法性を示すために、同施策に署名させることを求められる。Q-WEB は、そのサプライヤーが同施策に署名したことを確認するために、各メンバーを監査する。

キーワード：行動規範、違法伐採、木材製品、監査、トレーサビリティ

**前書き**

**ケベック州木材輸出事務所 (Q-WEB)**

ケベック州木材輸出事務所 (Q-WEB) は、ケベック州 (カナダ) からの木材製品の輸出を促進するために設立された非営利組織である。Q-WEB は、以下のセクター、すなわち、建築用軟質木材、高級外観用軟質木材、硬質木材および部材、硬質床材、加工木材および製品、木造枠組み組立て住宅の一つ以上の組織において木材製品を製造する 200 を超えるメンバー会社を代表する組織である。

Q-WEBのメンバー会社は、家族経営の小さな会社から多国籍企業まで、様々な規模の会社である。多国籍企業は、軟質木材部門においてのみ活動する。軟質木材および硬質木材の各部門においては、メンバーは、ケベック州政府および/または小規模植林地所有者 (一般の民間森林ともいう) から取得されたCAAF<sup>1</sup>に基づき、王領地 (公有地) から、また、いくつかのケースにおいては、自己の私有地から材木を調達することができる。カナダの他の州およびアメリカ合衆国からも供給されることもある。他の部門に関しては、メンバーは、現地、地域、州、または国の公開マーケットにおいて、また、アメリカ合衆国から、製材およびその他の木材製品を購入する。

**Q-WEB 行動規範**

Q-WEBは、誠実に、かつ、プロフェッショナルとしての関連基準に合致する形で事業を行う 200 名以上の製造業者および生産者を代表することに責任を有している。そこで、Q-WEBは、2006 年秋に、「行動規範」<sup>(1)</sup>を採択した。Q-WEBメンバーについては、「行動規範」に従うことは、正しいことを行う努力をすること、社会におけるよき法人であること、ならびに、社会的、環境的な優先事項を、ビジネス慣行およびサプライヤーとビジネス・パートナーとの関係に統合することを意味する。この「行動規範」に従うことは、現在、Q-WEBメンバー資格の必須条件となっている。

「行動規範」においては、メンバーは、森林は、責任をもって管理すれば、現在と将来の世代のために物と役務の継続的な流れを提供することができる再生可能な資源であるということを確認している。したがって、Q-WEB のメンバーは、その木材製品を、その供給源が明確で合法的なものであること、ならびに、森林が有効な法律に従って管理されていることの証拠を示すことができる会社から調達する責任がある。

**「Q-WEB 木材の原産地および合法性に関する施策」**

カナダにおいては、森林部門におけるその厳格な法令のゆえに、ガバナンス、すなわち、法令を施行する能力の欠如は問題ではない。より重要なのは、能率的なコンプライアンス監視システムを実行することと、コンプライアンスのない会社に対して罰金を科すことである。また、優れた構造の多くの立案プロセスと施策が適所に配されている。図 1 にあるように、カナダには疑わしい木材の供給がないのはこのためである。

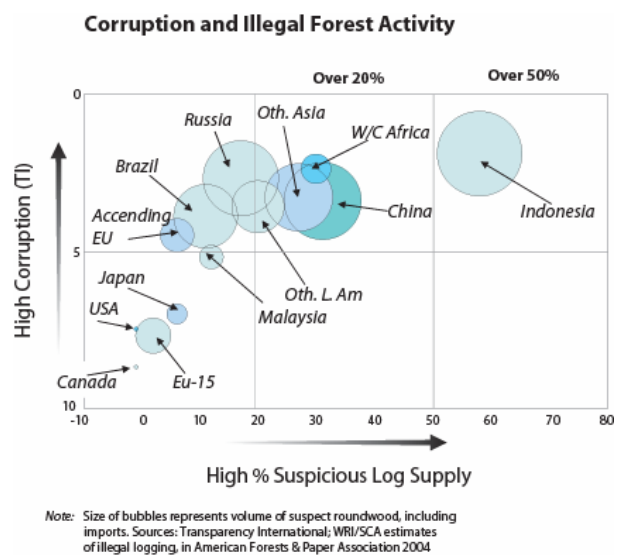


図 1 不正かつ違法な森林活動<sup>(2)</sup>

<sup>1</sup> CAAF : 木材供給・森林運営契約

なお、Q-WEBは、市場の需要に応えるために、「木材の原産地および合法性に関する施策」を採択した(官民の調達施策)。この施策は、林業と材木の取引に関する意識を養い、また、森林部門、現在の社会、そして環境を利する最良の実務を示すために始められた。サプライヤは、以下に記載される責任ある木材供給実務を掲げている同施策に署名することが求められる。

1. 木材は、伐採が法律の認める地域から調達されるものであること
2. 調達または購入される木材は、合法的方法で(調達または購入されるもので)あること
3. 木材は、収穫採取の運営が合法的であるものであること
4. 木材は、適正な書類により原産地を証明することができるものであること
5. 要求される場合には、収穫される材木に関連する立木伐採権料、租税、またはその他いっさいの手数料が、法定要件に従って支払われており、また、支払われるものとするを示すすべての関連書類が整えられること
6. 木材が収穫される地域に関しては、森林の所在地、ならびに、要求される場合には、この地域についての有効な法律を示すもの、また、木材の原産地および合法性を示す管理計画書またはその他の書類を示すことができること

#### Q-WEBの監査トレーサビリティ・システム

市場の需要、すなわち、官民の調達方針、より詳しくは日本林野庁「木材および木材製品の合法性および持続可能性の証明に関するガイドライン」に応えるために、Q-WEBは、監査トレーサビリティ・システムを作った。このシステムは、「レファレンス II-業界が承認した会社による証明」に該当するであろう。このシステムは、単に、合法性のみを証明することを意図している。

#### サプライヤとの協力

合法性を証明する問題が、北アメリカにおいてはかなり新しい概念であるので、Q-WEBメンバーは、そのサプライヤがカナダ、アメリカ合衆国、海外のサプライヤかと問わず、同サプライヤに対し、規格化され、かつ一貫したアプローチをとるよう奨励される。四段階のアプローチが提案され、メンバーは、監査目的で各段階を文書化することを要する。

1. 各メンバーは、そのサプライヤに対して、現行アプローチについての情報を提供し、当該サプライヤが「木材の原産地および合法性に関する施策」に署名しなければならないことを知らせる。すべての施策に署名する期日が定められる。メンバーは、また、そのサプライヤが、特定の持続可能な森林管理基準の対象となる認定森林を有しているかどうか、または、管理連鎖証明(カナダ規格協会(Canadian Standards Association: CSA)、森林ステewardシップ評議会(Forest Stewardship Council: FSC)、または持続可能森林イニシアティブ(Sustainable Forestry Initiatives: SFI)を有しているのかも訊ねることができる。
2. 同施策を受け容れることを確認し、施策に関する

事項について話し合い、施策に署名する期日について思い起こさせるために、すべてのサプライヤについてフォローアップが行われる。

3. 上記二段階の後、サプライヤが施策に署名していない場合には、以前講じられた措置について協調する書留書簡が送られる。また、最終的な督促として、期日が再度書かれる。
4. 上記三段階の後においても、サプライヤがなお施策に署名していない場合には、当該サプライヤは好ましいサプライヤのリストからはずされるか、または、リスクの高いサプライヤとして分類される。

#### 木材の原産地および合法性の証明

Q-WEBのメンバーは、すべてのサプライヤに、「木材の原産地および合法性に関する施策」に署名させることを要請される。北アメリカの木材種を供給する北アメリカのサプライヤについては、同施策のポイント5および6に記載されるすべての書類を提出することは強制的なものではない。しかしながら、一定の状況において、メンバーが当該北アメリカのサプライヤの一人について確信できない場合には、原産地と合法性についての証明として、ポイント5および6の該当書類を要求すべきである。

稀に、メンバーが外国の種を輸入する場合があります。この場合には、ポイント5および6に掲げるすべての書類が要求される。いくつかの特定の国については、メンバーは、世界野生基金(World Wildlife Fund)がその出版物『合法性の維持(Keep it Legal)』において認定する書類を要請するよう奨励される(付録7-国別合法書類リスト)。

#### 監査

毎年一度、そのサプライヤのすべてが「木材の原産地および合法性に関する施策」に署名しているかどうかを確認するために、Q-WEBが依頼する第三者がメンバーの会社を監査する。サプライヤが施策に署名していない場合には、メンバーは、適切な書類によって、上記「サプライヤとの協力」のセクションに記載する四段階のアプローチを行ったことを証明しなければならない。

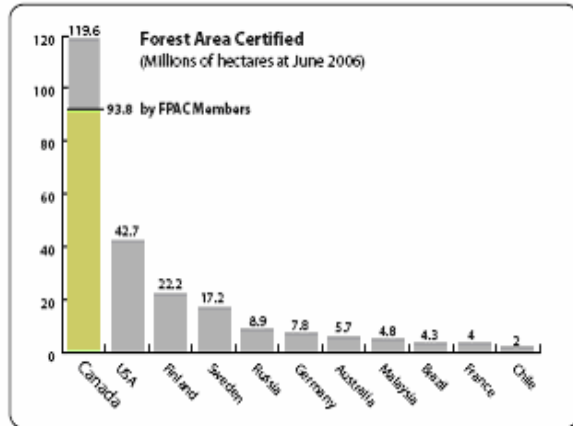
監査結果を受取った段階で、Q-WEBは、メンバーに対し、監査トレーサビリティ/システムの要件を満足している旨の証明書を発行する。

#### カナダによるコミットメントの他の例

カナダにおいては、持続可能性とトレーサビリティにコミットしている取引団体が他にもあることを述べておかなければならない。2002年に、FPACは、2006年の終わりまでに、同団体が運営しているすべての土地において、SFM証明(CSA、FSC、SFI)を達成することをそのメンバー資格として約束した<sup>(3)</sup>。FPACは、メンバー資格の条件として、第三者であるSFMの証明に関する、この種の約束をした世界で唯一の取引団体である。2006年6月現在において、FPACのメンバーは、2006年の終わりまでに、その運営の下にあるすべての土地が認定されるという約束のおよそ95%を達成している。2006年終わりまでに、スウェーデン、

フィンランドおよびノルウェーを合わせたものに匹敵する面積が認定されたが、これは、カナダの稼働森林の3/4を占める。図2に示すように、2006年6月現在、1億2000ヘクタールに近い面積が、カナダにおいて認定されている。

### Canadian Certification Status in a Global Context



Source: Canadian Sustainable Forestry Certification Coalition

図 2

さらに、FPACのメンバーは、顧客に、その使っている木材繊維が合法的に調達されていることを保証するために、2008年の終わりまでに、メンバーの繊維供給を原産地の森林にまで遡ることができるようにすることを約束している<sup>2(4)</sup>。

FPACは、毎年、メンバーがその約束を進めているかどうかを追跡する。FPACの各メンバーは、少なくとも以下のようなことに関する約束を提出するための適切な仕組みがあることを確保する。

- ・ サプライヤについての、土地保有権または所有権を通して収穫を採取する合法的な権利の証拠、または、
- ・ 管理連鎖証明書、または、
- ・ 監査可能サプライ・チェーン運営システム、または、
- ・ サプライヤもしくは顧客の当該監査結果、または、
- ・ サプライヤの SFM 証明

### 結論

サプライ・チェーン全体にわたる木材製品のトレーサビリティは、中小企業にとっては非常に複雑である。

<sup>2</sup> カナダにおける土地保有形態を考えると、繊維サプライヤが、保有権、所有権を通して収穫を採取する適法な権利を有していることが多い。したがって、カナダ人のコンテキストとしては、繊維サプライヤを知ることは、しばしば、原産地の森林地帯を知っていることに等しい。調達地は、サプライヤが所有者であり、および/もしくは、収穫を採取する適法な権利についての証拠を有している森林からリサイクルされ、またはこれを原産地とすることが証明される場合には、適法であると考えられる。

これは、官民の土地や様々な州や国のサプライヤが非常に多い場合に、とくにあてはまる。トレーサビリティもまた、私達が、サプライ・チェーンに沿って動き、木材製品が多くの変形を遂げるにつれて、著しく難しくなっている。監査トレーサビリティ・システムを導入することにより、Q-WEBとそのメンバー会社は、違法伐採および違法取引に対処する責任を示すために、大きな措置を講じてきた。官民の市場期待度は大きくなっており、同じように、Q-WEBの監査トレーサビリティ・システムも大きくなるであろう。将来的には、次の段階は、各州、各国において、「木材の原産地および合法性に関する施策」のポイント5および6に示した書類のすべてを確認することになる。メンバーは、また、最終的には、その木材について原産地の森林まで遡ることも決定することができるであろう。

メンバー会社の中には、すでに、SFM証明および/またはCSA、FSC、またはSFIによる管理連鎖を有している者もある。証明木材が市場に流れてくれるだけ、より多くのメンバーが管理連鎖を実行することになるであろう。市場における証明木材の欠如は、現在のところ、メンバー会社の制限要因である。

最後になったが、Q-WEBとそのメンバーは、サプライヤ、顧客、そして、この新しい監査トレーサビリティ・システムを改善することを望むすべての団体と協力する用意がある。

### 参照

- (1) Q-WEB、2006年、行動規範 16 ページ、[www.quebecwoodexport.com/codeofconduct/index.htm](http://www.quebecwoodexport.com/codeofconduct/index.htm)
- (2) *Illegal Logging and Global Wood Markets: The Competitive Impacts on the U.S. Wood Products Industry* (違法伐採と世界の木材市場：米国の木材製品産業への競争効果)。全米林産物製紙協会向けに Seneca Creek Associates, LLC および Wood Resources International, LLC が作成、2004年10月
- (3) FPAC、2006年、市場受け入れカスタムブリーフィングノートー森林認証、1 ページ
- (4) FPAC、2006年、トレーサビリティコミットメント、1 ページ